

高畠町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月 策定

目 次

はじめに	1
第1部 総論	4
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	4
第1節 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応	4
第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
第2章 対策の基本項目	11
第3章 対策推進のための役割分担	14
第1節 危機管理体制の確立	14
第2節 関係機関の役割	15
第2部 対策の基本項目ごとの考え方及び取組	19
第1章 実施体制	19
第1節 準備期	19
第2節 初動期	20
第3節 対応期	20
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	23
第3節 対応期	24
第3章 まん延防止	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30
第4章 ワクチン	34
第1節 準備期	34
第2節 初動期	38
第3節 対応期	42
第5章 保健	46
第1節 準備期	46
第2節 初動期	47
第3節 対応期	47
第6章 物資	49
第1節 準備期	49

第2節	初動期	49
第3節	対応期	50
第7章	町民の生活及び経済の安定の確保	51
第1節	準備期	51
第2節	初動期	52
第3節	対応期	53
【別表1】	特定接種の対象となり得る業種・職務について	56
(1)	特定接種の登録事業者	56
A	医療分野	56
B	国民生活・国民経済安定分野	57
(2)	特定接種の対象となり得る地方公務員	64
区分1	：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務	64
区分2	：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務	64
区分3	：民間の登録事業者と同様の業務	65
【用語解説】	※五十音順に掲載	66

はじめに

1 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和元年以降、新型コロナウイルス感染症が数年間にわたり世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ（※1）の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

※1 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックに

なることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性（※2）の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）は、病原性（※3）が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、政府、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号）は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
- 指定感染症（感染症法第6条第8項／当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- 新感染症（感染症法第6条第9項／全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

※2 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

※3 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本政府行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

3 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民の生命・健康の保護や社会機能の維持を図るためには、あらかじめ行動計画を策定し、政府・都道府県・市町村が連携して迅速かつ的確な対応をとることが必要不可欠である。

政府は、特措法第6条に基づき、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等の発生を想定し、対策の基本方針や政府が実施する措置等を示すとともに、都道府県・市町村の役割、対策実施の段階的進行等について、体系的に整理したものである。また、新型インフルエンザ以外の新興感染症や将来出現が懸念されている呼吸器感染症なども念頭に置き、さまざまな事態にも柔軟に対応できるよう、選択肢と判断基準が示されている。

また、山形県（以下「県」という。）においては、特措法第7条第1項の規定により「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を平成25年12月に策定し、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針や、県が行う措置等を定めている。

また、令和6年7月に政府が政府行動計画を抜本的に見直し、令和7年10月には県行動計画も同様に改定された。

以上のような政府及び県の動きをふまえ、特措法第8条の規定により策定する町の行動計画については、政府行動計画や県行動計画との整合性を持って策定する必要があることから、これまでの高畠町新型インフルエンザ等対策行動計画を廃止し、新たに高畠町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定するものである。

なお、町行動計画は、本町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本町が実施する措置等を明示している。また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見、新型インフルエンザ等対策についての検証等から、政府及び県の行動計画が見直された場合には、必要に応じ、適宜に町行動計画の改定を行うこととする。

第1部 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、本計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民の生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、本計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

第1節 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じた対策等についても考慮する。
- 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整

備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、政府が示す指針等も踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

- 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや、対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

(2) 発生段階ごとの対応

新型インフルエンザ等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、政府行動計画で定める発生段階に準じて、「準備期」、「初動期」及び「対応期」の3段階に分け、状態に応じた対策を実施する。

○ 準備期

まだ新型インフルエンザ等が発生していない段階においては、地域における医療提供体制の整備や、抗インフルエンザウイルス薬・個人防護具等の備蓄、町民に対する日頃からの啓発や自治体・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○ 初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階をいい、この場合、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということをも前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、日本が島国である特性を活かし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

○ 対応期

対応期については、以下の（ア）から（エ）までの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期（ア）
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期（イ）
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（ウ）
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（エ）

（ア）封じ込めを念頭に対応する時期

町内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。なお、病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

（イ）病原体の性状等に応じて対応する時期

町内で感染が拡大し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等に応じて対応する時期では、政府や県、事業者等と相互に連携し、医療提供体制の確保や町民の生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定されるため、政府の方針も踏まえ、社会の状況を把握しながら、臨機応変に対処していくことが求められる。感染状況等に応じて、政府や県と協議のうえ、柔軟に対策を講ずることとし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

（ウ）ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。この場合、病原体の変異により対策を再度強化させる必要が生じる可能

性も考慮する必要がある。

(エ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県、町及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する。

(1) 平時からの備えの充実

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

○ 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

○ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内や県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう、体制整備を進める。

○ 関係者・町民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

○ 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

山形県感染症予防計画（以下「県予防計画」という。）に基づく平時からの医療提供体制等の備えをはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

○ DXの推進、人材育成

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、政府や県との連携の円滑化等を図るため、政府と連携しながら、DXの推進や人材育成等の取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、次の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

○ 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

政府では、対策の切替えに当たり、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染症の発生状況等も含めたリスク評価について、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築することとしている。

町においても、政府によるリスク評価の仕組みを踏まえ、有事の際には、対策の切替え等について町民に対し分かりやすく示すことに留意する。

○ 医療提供体制と町民の生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県予防計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。

○ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

政府では、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めることとしており、当該方針の検討状況を注視しながら、有事における対策の切替え等について町民に対し分かりやすく示すことに留意する。

○ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、政府が示すリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じ、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

○ 町民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、町民等の理解や協力が最も重要であることから、平時か

ら感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面において活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

町及び県は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療提供の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売り渡しの要請等の実施にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

高島町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には所要の総合調整を行う。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等は、感染症危機において集団感染に発展するリスクが高く、また入所者の重症化リスクが高いことから、県は、平時から医療機関の専門家等と連携し、ゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を確保するとともに、施設職員に対する感染対策教育研修を実施する。

また、感染症のまん延時において、入院対象とならない施設利用者が、施設内で療養を継続できるよう、施設の管理医師と協力医療機関が、平時より情報共有や感染症危機時の役割分担について協議を行うこと等により、かかりつけ医機能が発揮できる地域医療体制の構築を図る。

(7) 感染危機管理下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、県及び町において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること、感染症対策も前提とした防災訓練を実施する等の準備を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は政府及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成・保存

町及び県は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部、県対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第2章 対策の基本項目

町行動計画では、新型インフルエンザ等対策の目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものとし、その考え方及び取組を7項目に分けて示す。

(1) 実施体制

感染症危機は、町民の生命及び健康や町民の生活及び経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町政の危機管理の問題として取り組む必要がある。町、県、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、町が設置する対策本部を中心に、状況に応じた的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で政府等が示す科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、県、医療機関、事業者等との間で、リスクに関する情報やその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町及び県は、平時から町民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、各種相談窓口をはじめとした体制整備や取組を進める。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民の生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じ、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、政府が示す病原体の性状等（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえたリスク評価をもとに、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、政府に対し、迅速にまん延防止等重点措置の要請を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

（4）ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、町は、接種実施主体として、医療機関等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておくとともに、有事における接種にあたっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

（5）保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、町は、町内各地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、県は、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から山形県感染症対策連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

保健所及び衛生研究所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷

の急増が想定される。このため県は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、政府と連携しながら体制整備に取り組む。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時の需給状況によって不足が懸念される場合等に備え、県においても一定の備蓄の確保を図る。

(7) 町民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民の生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため県は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から、事業者や県民等に対し、必要な準備を行うことを勧奨するとともに、指定地方公共機関等に対し、業務計画の策定等の必要な準備の呼び掛けを行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民の生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3章 対策推進のための役割分担

第1節 危機管理体制の確立

(1) 新型インフルエンザ等対策本部等の設置

町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、「高畠町新型インフルエンザ等対策本部（本部長：町長）」を設置して全庁的な対応を行う。

町対策本部又は対策会議設置時の業務は次の対策業務を行う。

【各課等における業務】

課名	担当業務
総務課 (総合調整・業務管理)	町対策本部の設置運営、県との連絡調整、関係機関との連絡調整、各課の連絡調整、情報の収集、議会对応、業務継続計画の管理、職員の罹患状況の把握、応援職員の動員確保調整
企画課 (広報公聴)	報道機関への情報供給（記者会見、プレスリリース等）、ホームページ・SNSによる情報発信
財政課 (施設管理・予算管理)	庁内感染防止対策（来客含む）、感染予防必要物品の管理、予算対応
町民課 (生活維持・相談対応)	埋火葬、町民の生活相談窓口の設置
福祉課 (福祉対応)	社会福祉施設等への情報提供・管理指導・連絡調整等、社会福祉施設等への影響の把握
健康子育て課 (感染予防対策)	発生状況の把握、予防接種体制の整備、保健医療情報の提供、保健指導、感染拡大防止対策の検討、相談窓口の設置、消毒薬品及び機械器具の調達、児童福祉施設等への情報提供・要請等
農林課 (農林業対応)	畜産関係業務の窓口に関すること
商工観光課 (産業対応・観光対応)	事業所・興行施設・観光施設等への情報提供・要請等、町内経済・観光業への影響の把握
建設課 (公共サービス維持対応)	公共交通機関への影響の把握
教育総務課 (教育機関対応)	小中学校への情報提供・管理指導・連絡調整

社会教育課 (社会教育機関対応)	社会教育施設・文化施設・体育施設・スポーツ関係 団体への周知、管理指導、連絡調整
公立高島病院 (検査・医療対応)	検査・医療体制の確保
置賜広域行政事務組合高島 消防署	救急搬送体制の確保
その他の課等 (応援対応)	総務課の応援要請に基づく活動

(2) 新型インフルエンザ等の発生に備えた危機管理体制

準備期においては、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策関係課長会議（議長：総務課長）」を開催し、情報の収集・提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握・確認など、発生に備えた対応を行う。

【関係課】総務課、町民課、福祉課、健康子育て課、農林課、商工観光課、教育総務課、公立高島病院、置賜広域行政事務組合高島消防署

(3) 関係機関との連携

各課においては必要に応じ関係団体と連絡調整対策会議等を開催し、協力を要請するなど対策の推進を図る。また、政府、県及び各関係機関と連携し、総合的な対策を推進する。

第2節 関係機関の役割

(1) 県庁

- ・ 県対策本部の設置等、対策の総合調整
- ・ 報道監の設置等、報道機関に対する情報提供
- ・ 医療体制に関する調整・整備、臨時の医療施設開設
- ・ 民間検査機関等も含めた全県の検査体制の整備
- ・ 移送体制の整備
- ・ 県民向け相談窓口（コールセンター）の開設
- ・ 宿泊療養施設の開設
- ・ 自宅療養者への支援体制の整備
- ・ 学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整
- ・ 集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整
- ・ 政府、各都道府県等との連絡調整
- ・ 県民への情報提供及び県民からの相談への対応

- ・ 感染症サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集発信
 - ・ 県民や関係機関等とのリスクコミュニケーション
 - ・ DX化の推進
 - ・ 必要物資の調達
 - ・ 予防接種への協力支援
- (2) 総合支庁
- ・ 対策支部の設置等、管内における新型インフルエンザ等対策の総合調整
 - ・ 管内の市町村及び関係機関・団体等との連絡調整
 - ・ 県民からの生活相談・渡航相談への対応及び情報提供
 - ・ 感染拡大時における保健所体制への支援協力
- (3) 保健所
- ・ 地域住民からの健康相談等への対応及び情報提供
 - ・ 医療体制に関する調整
 - ・ 患者発生時における積極的疫学調査、患者の接触者・家族への対応、まん延防止対策
 - ・ 感染症法に基づく入院勧告に関する対応
 - ・ 移送・搬送にかかる調整
 - ・ 施設等における集団感染時の対応
 - ・ 自宅療養者・宿泊療養者・施設療養者の療養支援
 - ・ 管内の市町村及び関係機関・団体との連絡調整
 - ・ 感染症サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集、その他情報の収集発信
- (4) 衛生研究所
- ・ 検査体制整備及び国立健康危機管理研究機構との連絡調整
 - ・ 感染症サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、発信
- (5) 医療機関
- ・ 診療継続計画の策定
 - ・ 県との医療措置協定等に基づく医療連携体制の整備
 - ・ 症状を有する者に対する診断・治療
 - ・ 抗インフルエンザウイルス薬等の適正使用
 - ・ ワクチン接種への協力
 - ・ 自宅療養者への支援への協力

(6) 市町村

- ・ 市町村新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・ 住民に対する広報・啓発、相談窓口の設置
- ・ 住民に対する予防接種の体制整備・実施
- ・ 学校等との連絡調整
- ・ 高齢者、障がい者世帯等要援護者に対する支援
- ・ 食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分
- ・ 円滑な埋火葬のための体制整備
- ・ 患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力
- ・ 自宅療養者への支援への協力

(7) 警察

- ・ 社会の安全と治安の確保
- ・ 防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制
- ・ 医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
- ・ 国際海港、検疫所及び停留場所等における警戒活動及び周辺における交通規制、並びに感染者の密入国に対する警戒活動
- ・ 多数死体取扱いにあたっての措置

(8) 消防機関

- ・ 救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送
- ・ 搬送に係る医療機関、保健所との連携

(9) 指定地方公共機関

- ・ 未発生期における業務計画及び事業継続計画の策定
- ・ 発生時における新型インフルエンザ等対策の推進と事業の継続

(10) 登録事業者

- ・ 未発生期における職場の感染対策(発生時に備えた準備を含む)、重要業務の事業継続の準備、特定接種対象者数の検討・登録
- ・ 発生時における事業の継続

(11) 一般の事業者

- ・ 未発生期における職場の感染対策(発生時に備えた準備を含む)、重要業務の事業継続の準備
- ・ 発生時における一部事業の縮小
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止のための措置の徹底

(12)住民

- ・ 情報収集、個人レベルでの感染対策の実施（咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等）
- ・ 個人レベルにおける食料品・生活必需品・常備薬等の備蓄

第2部 対策の基本項目ごとの考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1 実践的な訓練の実施

- 町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、政府行動計画及び県行動計画の改正内容や、最新の科学的知見、過去の感染症対応から得られた教訓を踏まえて、町行動計画の策定を行い、必要に応じ、見直していく。その際、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、通常業務の縮小又は停止、感染防止対策の実施、職員及び同居家族の健康状態の把握等を内容とする業務継続計画を作成・変更する。業務継続計画の作成にあたっては、県の業務継続計画との整合性にも配慮する。
- 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、政府及び県の方針も踏まえ、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

1-3 政府及び地方公共団体等の連携の強化

- 町は、政府、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び実践的な訓練

を実施するとともに業界団体や関連する学会等の関係機関との間で、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合には、町は、必要に応じて町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等に係る措置の準備を進める。
- 町は、必要に応じて、準備期における整理を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- 町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国内外での新型インフルエンザ等の発生を受けて政府が講じた財政支援措置を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、各種対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民の生活及び経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

- 町は、町対策本部条例に基づき、町長を本部長として対策本部を設置し、総合的な対策を実施する。
- 対策本部及び各課は、的確な情報収集を実施し、町民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うことにより、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。
- 県が新型インフルエンザ等現地対策本部を設置した時は、町はこれと連携する。
- 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。
- 町は、ワクチン等による免疫の獲得、治療薬等による対応力の高まり、病原体の変異による病原性等の低下等や、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回る等の状況に応じ、対策本部の体制の縮小、解除時期を検討するほか、第二波等に備え、対策本部・対策支部の実施体制及び業務継続体制について検討する。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

3-1-2 必要な財政上の措置

- 町は、政府からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2 緊急事態措置の手続

- 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。また、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

- 町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、県や近隣市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいた情報をもとに、適切に判断・行動できるよう、平時から感染症に対する普及啓発を含め、必要な情報提供を行い、感染症に関するリテラシーを高める。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民への情報提供・共有

1-1-1 町における情報提供・共有

- 町は、県と連携し、政府から提供された情報や媒体を活用しながら、町民に対して平時から感染症対策等に関する情報提供・共有を行う。また、町民への情報提供・共有方法や、各種情報に関する相談窓口設置等の町民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の町民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
- 町は、県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有にあたって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。
- 保育施設や学校、職場等は、集団感染の発生により地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、町は、教育委員会や関係課と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

- 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、人権問題として法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなる恐れがある。町は感染症に関する正しい理解を広め、偏見や差別が生

じないよう啓発を行う。

1-1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

- 町は、政府からの要請を受けて、相談窓口を設置する準備を進める。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民が、可能な限り適切に判断・行動できるよう、科学的根拠等に基づき政府等が示す正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民の不安の解消等に努める。

2-1 情報提供・共有について

2-1-1 町における情報提供・共有について

- 町は、町民が受け取る媒体やその受け止め方が千差万別であることを前提に、準備期にあらかじめ検討した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、町民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- 町は、町民の情報収集の利便性向上のため、町ホームページの充実やSNS等を活用した情報発信体制の強化を図るとともに、町関係機関、商工会及び事業者等との情報共有体制をあらかじめ整備しておく。
- 町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関して政府が示す公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- 町は、県と連携し、町民への情報提供に努める。特に、将来的な感染症の拡

大・まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方やオンラインやFAX処方等の受診方法があることを周知する。

2-1-2 県と町との間における感染状況等の情報提供・共有体制について

- 町は、県と連携し、政府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、Q&Aの公表、町民向けの相談窓口の設置等を通じて、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- 町は、政府からの要請を受けて、相談窓口等を設置する。

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応について

- 町は、準備期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、感染状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、町民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

3-1 情報提供・共有について

3-1-1 町における情報提供・共有について

- 町は、町民が情報を受け取る媒体やその受け止めは千差万別であることを前提に、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を

行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努める。また、町民が必要な情報を入手できるよう、県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- 町は、町民の情報収集の利便性向上のため、政府及び県、関係部局等、指定地方公共団体等の情報を必要に応じて集約し、総覧できる町ホームページを運営する。
- 町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関して政府が示す公表基準等も踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

3-1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

- 町は、県に対し、町内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報を提供する。
- 町は、地域内の公共交通機関の運行状況、相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等についての情報を共有する。

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- 町は、初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有するとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、町民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

3-2 基本的方針

3-2-1 双方向のコミュニケーションの実施

- 町は、政府及び県から提供される情報を参考に、相談窓口等の体制を整備・強化する。

3-2-2 リスク評価に基づく情報提供方針の見直し

町は、感染症の発生状況の変化や、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の状況に応じ、政府が示すリスク評価等も踏まえ、以下のとおり対応す

る。

【封じ込めを念頭に対応する時期】

- 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底する。その際、町民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に情報提供する。また、町民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、政府や県が不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り、政府の示す科学的根拠等に基づき分かりやすく情報提供を行う。

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

- 政府が示す、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直される場合は、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。
- 子どもや若者、高齢者等、特定層が重症化しやすい特徴を有する場合には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく情報提供を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得られるよう、丁寧な情報提供に努める。

【特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期】

- ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力が得られるよう努める。（健康子育て課、総務課）

第3章 まん延防止

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時において、医療措置協定により確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等について、政府が示す指標等も含め、平時から整理する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に備えた理解や準備の促進等

- 町は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について、平時から周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- 町は、学校、公共施設等と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、平時から普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- 町は、まん延防止等重点措置による休業要請や、緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策について、平時から町民の理解促進を図る。
- 町は、新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別が付きにくいことや、基礎疾患により重症化のリスクが高い場合には、平時から、通常の予防接種が重要である旨周知する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、町は県と連携して、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。

1-1-1 学校に係る対応

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気

等一次予防の徹底を周知する。

- 新型インフルエンザ等流行時、通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別が付きにくいことから、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。
- 発生早期から長期の学校休業措置やオンライン授業の実施が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の検討や、オンライン授業の環境整備を行うよう要請する。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。

1-1-2 事業者に係る対応

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。
- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。

1-1-3 社会福祉施設に係る対応

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。
- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の、業務継続等管理体制を整備するよう要請する。

1-1-4 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設に係る対応

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、施設の使用制限の要請等の対策について周知を図る。
- 公共機関・公共施設においては、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等の準備をする。

1-1-5 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

- 町は、自治会等と連携して、独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来

すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）ができるよう、検討する。

- 町は、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。
- 町は、通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等とが同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、県内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 国内でのまん延防止対策の準備

- 町は県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。

2-1-1 学校に係る対応

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。
- 長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備の要請をする。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。
(教育総務課)

2-1-2 事業者に係る対応

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。

2-1-3 社会福祉施設に係る対応

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のイン

フルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。

2-1-4 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

- 町は、県の要請に基づき、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。

第3節 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民の生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民の生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

3-1 患者や濃厚接触者への対応

- 町は、県や政府と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

3-2 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

- 町は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。（健康子育て課、総務課）

3-3 基本的な感染対策等に係る町民への要請等

- 町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混み

を避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

- 感染・発病が疑われる場合には、県が設置した相談窓口に問合せのうえ、指示に従って受診するよう周知する。
- 感染拡大時において外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。

3-3-1 学校に係る対応

- 町は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等については、地域の感染状況等や、政府が示す基本的対処方針等に鑑み、適切に行う。

3-3-2 事業者に係る対応

- 町は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。
- 町は、地域での感染が拡大している場合には、不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。
- 町は、学校・保育施設等の臨時休業の影響により、保護者（従業員）が休暇を取得せざるを得ない場合には、十分配慮するよう要請する。
- 町は、社会機能の維持に関わる事業者に対し、重要業務の継続に努めるよう要請する。
- 町は、興行施設、商業施設、公共機関、公共施設等に対し、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、消毒液の設置等を要請する。
- 町は、新型インフルエンザ等発生地域への出張等自粛を要請する。

3-3-3 社会福祉施設に係る対応

- 町は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供するとともに、感染対策を強化するよう要請する。

3-3-4 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

- 町は、医療に関する相談及び生活支援を準備する。
- 町は、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。
- 町は、政府や県からの要請を受け、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の間での指導連携を徹底する。
- 町は、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）を行う。

3-4 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-4-1 封じ込めを念頭に対応する時期

- 町は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていない段階にあること、当該感染症に対する町民の免疫獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。このため、政府及び県の対応方針に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の発出がされる場合に、町は、必要に応じて、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

3-4-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下の対応を基本としながら、実際の有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく政府及び国立健康危機管理研究機構（J I H S）による分析やリスク評価の結果等に基づき、とるべき対応を判断する。

- 病原性及び感染性がいずれも高い場合
り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の町民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、封じ込めを念頭に対応する時期と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置による対応も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。
- 病原性が高く、感染性が低い場合
り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底する

ことで感染拡大の防止を目指す。

○ 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、県予防計画及び山形県保健医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

3-4-3 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

○ 子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等、特定集団に対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、当該集団に対する重点的な感染症対策の実施を検討する。例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。

○ 子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

3-4-4 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

○ ワクチンや治療薬の開発や普及等により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

○ 病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記の対応を参考に最適な対策を選択のうえ実施する。

3-4-5 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

○ 町は、それまで実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるように、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制の構築に取り組む。

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

- 町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

<p>【準備品】</p> <p><input type="checkbox"/>消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/>トレイ <input type="checkbox"/>体温計 <input type="checkbox"/>医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/>手指消毒剤 <input type="checkbox"/>救急用品</p> <p>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<p>【医師・看護師用物品】</p> <p><input type="checkbox"/>マスク <input type="checkbox"/>使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/>使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/>膿盆 <input type="checkbox"/>聴診器 <input type="checkbox"/>ペンライト</p> <p>【文房具類】</p> <p><input type="checkbox"/>ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/>日付印 <input type="checkbox"/>スタンプ台 <input type="checkbox"/>はさみ</p> <p>【会場設営物品】</p> <p><input type="checkbox"/>机 <input type="checkbox"/>椅子 <input type="checkbox"/>スクリーン <input type="checkbox"/>延長コード <input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/>耐冷手袋等</p>
--	--

1-2 ワクチンの供給体制

- 町は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握

をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

- 町は、医師会等の医療関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2 特定接種

- 特定接種とは、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。
 - ア 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
 - イ 国家公務員及び地方公務員のうち、次に掲げる者
 - a 新型インフルエンザ等の発生により、対応が必要となる職務に従事する者
 - b 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者
 - c 民間の登録事業者と同様の職務に従事する者
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員等については、当該地方公務員等の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、準備期から実施体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、町は、政府からの要請を受けて、特定接種となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- 町は、特定接種の対象となり得る地方公務員を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-3-3 住民接種（予防接種法第6条第3項による臨時接種）

○ 平時から以下のとおり迅速な予防接種を実現するための準備を行う。

ア 町は、政府等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 町は、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、初動期や対応期に求められる対応を準備期の段階から想定する。パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携し、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

i 接種対象者

ii 地方公共団体の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 政府、都道府県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する町民への周知方法の策定

b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、接種体制を検討する。

表2 【接種対象者の試算方法の考え方】

住民接種対象者試算方法			備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当

小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象として試算する。

- c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。町は、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。
- d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか医師会等と委託契約を締結し、医師会等が運営を行うことも想定しておく。
- イ 町は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地域以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ウ 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4 情報提供・共有

1-4-1 町民への対応

- WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして、「Vaccine Hesitancy（ワクチン忌避、予防接種への躊躇）」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提

供など、双方向的な取組を進める。

1-4-2 町における対応

- 町は、定期的予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済制度の活用、町民への情報提供等を行う。

1-4-3 衛生部局以外の分野との連携

- 町の衛生部局（健康子育て課）は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。
- 児童生徒に対する予防接種施策の推進にあたっては、学校保健との連携が不可欠であり、町衛生部局（健康子育て課）は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-5 DXの推進

- 町は、予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、政府が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、政府が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- 町は、接種対象者を特定の上、政府が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。
- 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように、環境整備に取り組む。

第2節 初動期

準備期に計画した接種体制等を活かし、速やかな予防接種につなげる。

2-1 ワクチンの接種に必要な資材

- 町は、準備期において必要と判断した資材（第4章1-1）について、適切に確保する。

2-2 接種体制

2-2-1 接種体制の構築

- 町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関の協力を得ながら、円滑な接種体制の構築に取り組む。また、県や保健所と連携を図り、必要に応じて集団接種会場の確保に関する準備を行う。

2-2-2 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

- 町は、予防接種を行うために必要があると認められる場合には、医療関係者に対して必要な協力を依頼・要請する。また、医療従事者が不足する場合には、歯科医師等に対し、接種協力を求めることについて検討する。

2-2-3 特定接種

- 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する政府、町及び県は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- 町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。
- 町は、医療従事者の確保ができない場合は、特措法第31条の規定に基づき、県に対し特定接種の実施に関して必要な協力を要請する。

2-2-4 住民接種

- 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- 接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携して、調整を

要する施設等及びその被接種者数の取りまとめ、接種に係る医師会等の調整を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、町内の医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び県の関係機関や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとし、接種後の状態観察を担当する者（可能であれば看護師等の医療従事者）を1名おく。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。
- 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やか

な治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市町村が独自で調達する場合は、あらかじめその方法を関係機関と協議するとともに、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要な物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 代表的な物品を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和45年法律第137号)の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

- 感染予防の観点から、接種経路の設定にあたっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくとともに、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保し、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

町は、迅速な予防接種を実施するために必要な体制を整備し、柔軟に対応できる運用体制を確保する。

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- 町は、政府及び県から示される情報をもとに、ワクチンの流通、需要量及び供給状況等を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- 町は、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて、ワクチンの割り当てを行う。
- ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、関係者に対する聴取や調査等を県が中心となっており、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- 供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、他の製品を活用すること等も含めた地域間の融通等を県が中心となっており行う。

3-2 接種体制

- 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

- 政府が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、

医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、政府と連携し、政府が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の構築

- 町は、政府からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知するとともに、接種会場においても掲示等により注意喚起することにより、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。
- 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局及び医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、政府からの要請を受けて、政府に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

- 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-3 接種体制の拡充

- 町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4 接種記録の管理

- 政府、町及び県は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録を適切に管理する。

3-3 健康被害救済

- 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。
- 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4 情報提供・共有

- 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、政府が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。
- 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期

の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1 特定接種に係る対応

- 町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2 住民接種に係る対応

- 町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。
- 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- これらを踏まえ、広報にあたって、町は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

第1節 準備期

町は、感染症の発生に備え、健康子育て課を中心に地域の医療機関や関係機関との連携体制を平時から構築するとともに、感染症サーベイランス等により地域の感染症を的確に把握し、情報共有や分析に努める。また、感染症対応に必要な人材の確保・育成、関係機関との訓練などを通じて、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

1-1 人材の確保

- 町は、感染症対応が可能な保健師等の専門職を含む人材を確保するとともに、政府、県及び他市町村からの応援職員の派遣を見越し、人材の受入れ等に関する体制を平時から構築する。
- 町は、流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される保健所の業務に対応するため、平時において、保健所への応援派遣体制を検討する。

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

- 町は、保健所や医師会等関係機関と連携し、平時から検査やワクチン接種に係る体制を整備する。
- 町は、感染症発生時における業務継続に必要な体制を想定の上、業務継続計画を策定する。策定にあたっては、感染症発生時における業務を整理するとともに、業務継続計画に基づく業務体制に円滑に移行できるよう、平時から外部委託の活用やDXの推進等により、業務の効率化を図る。

1-3 研修・訓練等の実施

- 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、政府等が開催する研修等を積極的に活用しつつ、保健師等の人材育成に努める。また、保健所や関係機関と連携し、感染症の発生及びまん延を想定した訓練を年1回以上実施する。
- 町は、速やかに感染症有事体制に移行するため、必要に応じ全庁的な研修・訓練を実施し、感染症危機への対応能力の向上を図る。

1-4 多様な主体との連携体制の構築

- 町は、感染症発生時に備え、平時から県、消防機関等の関係機関等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

第2節 初動期

初動期は、町民が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。町は、業務継続計画等に基づき、感染症有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、町民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 感染症有事体制への移行準備

- 町は、県や保健所の方針に基づき、関係機関との連携の下、感染症有事体制への移行に必要な医療・情報体制の整備に取り組む。

2-2 町民等への情報発信・共有の開始

- 町は、感染症の発生地域からの帰町者や有症状者の対応ができるよう、町民に対し政府及び県が設置する相談センター等についての情報提供を行うとともに、必要に応じて感染症指定医療機関への受診につながるよう、これを周知する。

第3節 対応期

新型インフルエンザ等が発生した際には、政府及び県等が定める方針に基づき、保健所等と連携しながら、町に求められる業務に必要な体制を確保し、役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 主な対応業務の実施

- 町は、業務継続計画や準備期に整備した組織・業務体制や役割分担等に基づいて、県や保健所、医療機関や関係機関等と連携して、以下の業務を実施する。

3-1-1 健康観察及び生活支援

- 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

3-1-2 相談対応

- 町は、感染したおそれのある町民に対して、当該者の症状、基礎疾患等の有無等をふまえ、必要に応じて相談センターや発熱外来等の受診につなげる。

3-1-3 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

- 町は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、町民等の理解が深まるよう分かりやすい情報提供を行う。感染症対策や各種支援策の周知広報については、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、情報発信にあたって配慮が必要な町民のニーズに応えられるよう工夫する。

3-2 感染状況に応じた取組

3-2-1 流行初期（感染症等に係る発生等の厚生労働大臣による公表後、概ね1か月までの時期）

- 町は、流行開始を目途に感染症有事体制に切り替え、業務継続計画に基づく感染症有事体制における人員体制を整備し、必要に応じて交替要員を含めた人員の確保のため、他部局からの応援職員の派遣等を措置する。

3-2-2 流行初期以降（感染症等に係る発生等の厚生労働大臣による公表後、概ね1か月以降）

- 町は、自宅療養の実施にあたっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- 町は、政府及び県からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、感染症有事体制等の段階的な縮小について検討のうえ、必要な対応を実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（感染対策の見直し等）について、町民に対し丁寧に情報提供・共有を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資の備蓄

- 町は、町行動計画及び業務継続計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- 町は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう、平時から消防機関に要請する。

1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄

- 町は、政府及び県の支援の下、必要に応じて、町内医療機関及び社会福祉施設への個人防護具の備蓄要請及び支援を可能な限り行う。

第2節 初動期

感染症対策物資等の不足により医療や感染対策に支障をきたすことがないように、町は、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- 町は、感染症の発生後、速やかに備蓄状況を確認し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえ、対応期に必要な数量を確保する。

2-2 円滑な供給に向けた準備

- 町は、感染症対策物資等の不足が見込まれる場合においては、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携し、必要量を安定的に確保するよう努める。

第3節 対応期

初動期に引き続き、感染症対策物資等の不足により、感染症対策の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことを目的に対応する。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- 町は、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえた上で、必要な感染症対策物資等を提供できるよう、随時備蓄状況を確認する。

3-2 不足物資の供給等の適正化

- 町は、感染症対策物資等の供給が不足している場合、又は今後不足するおそれがある場合には、当該感染症対策物資等の販売事業者等に対し、供給要請や協力要請を行う。

第7章 町民の生活及び経済の安定の確保

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置により町民の生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶおそれがある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民の生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民の生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報提供・共有体制の整備

- 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、情報提供・共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

- 町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、政府の取組も踏まえながらDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。
- 町は、感染拡大時を見据え、平時から高齢者、障がい者等の要援護者の把握と生活支援体制の構築に努める。

1-3 物資及び資材の備蓄

- 町は、町行動計画に基づき、第6章「物資」第1節「準備期」1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

- 町は、政府からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生の際は、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応及び把握について、県と連携し具体的手続を決めておく。

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- 町は、政府及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、有事において火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
- 町は、県内の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には、戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。
- 町は、県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。

第2節 初動期

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、町内の事業者や町民に、事業継続のための感染対策等の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

- 町は、新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、町内事業者に対し従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる従業員への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
- 指定（地方）公共機関は、その業務計画に基づき、事業継続に向けた準備を行う。

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け

- 町は、町民等に対し、生活関連物資（食料品や生活必需品その他の生活との関連性が高い物資又は町民の経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たり、消費者としての適切な行動と呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-3 遺体の火葬・安置

- 町は、県を通じての政府からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じる影響を最小限に抑えるため、必要な支援や対応策を講じる。

指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、対策の実施や自らの事業の継続を通して、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に努め、各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

3-1 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

- 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

- 町は、政府からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に対し、必要に応じた生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

- 町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資や役務、又は町民の経済活動上重要な物資や役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- 町は、県を通じての政府からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- 町は、県を通じての政府からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。あわせて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合に、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するため

に特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる。町は、当該特例に基づき埋火葬の手続を行う。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

- 町は、町内事業者に対し、従業員の健康管理と職場における感染症対策の実施について協力を要請する。
- 町は、事業継続に資する情報（感染症対策、感染が疑われる従業員への対応等）について、政府及び県からの情報に基づいて適宜更新し、提供する。

3-2-2 事業者に対する支援

- 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-3 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- 水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。
- 以下の事業者である指定（地方）公共機関等は、新型インフルエンザ等緊急事態に備え、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、町と連携し必要な措置を講ずる。
 - (ア) 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。
 - (イ) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村及び指定（地方）公共機関は、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。
 - (ウ) 運送事業者である指定（地方）公共機関は、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講ずる。
 - (エ) 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講ずる。
 - (オ) 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講ずる。

【別表1】 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、JIHS、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士）	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、

B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある利用者（要介護度3以上、障害程度区分4（障害児にあっては、短期入所に係る障害児程度区分2と同程度）以上又は未就学児以下）がいる入所施設と訪問事業所 介護等の生命維持にかかわるサービスを直接行う職員（介護職員、保健師・助産師・看護師・准看護師、保育士、理学療法士等）と意思決定者（施設長）	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売、配送	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
体外診断用医薬品製造業	B-2 B-3	体外診断用医薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる体外診断用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の販売、配送	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
再生医療等製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる再生医療等製品の販売、配送	厚生労働省
再生医療等製品製造業	B-2 B-3	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視・調整、設備の保守・点検、緊急時の保安対応、製造・供給・顧客情報等の管理、製造・供給に関連するシステムの保守業務	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節、資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の航空機による運送確保のための空港運用	航空保安検査、旅客の乗降に関する業務、燃料補給、貨物管理、滑走路等維持管理	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送	航空機の運航業務、客室業務、運航管理業務、整備業務、旅客サ	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
				ービス業務、貨物サービス業務	
水運業	B-2 B-3	外航海運業沿海海運業 内陸水運業船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送業務	船舶による緊急物資の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク・通信設備の監視・運用・保守、社内システムの監視・運用・保守	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転業務、運転指令業務、信号取扱い業務、車両検査業務、運用業務、信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務、軌道及び構造物の保守業務、電力安定供給のための保守業務、線路・電線路設備保守のための統制業務（電力指令業務、保線指令業務）、情報システムの管理業務	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所・変電所の運転監視、保守・点検、故障・障害対応、燃料調達受入、資機材調達、送配電線の保守・点検・故障・障害対応、電力システムの運用・監視・故障・障害対応、通信システムの維持・監視・保守・点検・故障・障害対応	
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷・配送・仕分け管理、運行管理、整備管理	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	旅客バス・患者等搬送事業用車両の運転業務、運行管理業務、整備管理業務	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
			る国民への情報提供	般の報道を行うための取材、編成・番組制作、番組送出、現場からの中継、放送機器の維持管理、放送システム維持のための専門的な要員の確保	
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	郵便物の引受・配達	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新聞（一般紙）の新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材業務、編集・制作業務、印刷・販売店への発送業務、編集・制作システムの維持のための専門的な要員の確保	経済産業省
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業政府 関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	現金の供給、資金の決済、資金の融通、金融事業者間取引	金融庁内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダム流量調節操作及び用水供給施設の操作、流量・水質に関する調査、ダム及び用水供給施設の補修・点検・故障・障害対応	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	浄水管理、水質検査、配水管理、工業用水道設備の補修・点検・故障・障害対応	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理・汚泥処理に係る監視・運転管理、ポンプ場における監視・運転管理、管路における緊急損傷対応	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理、導・送・配水管理、水道施設の故障・障害対応、水質検査	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
			給		
金融証券 決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク金融決済システム	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融機関間の決済、CD/ATM を含む決済インフラの運用・保守	金融庁
		金融商品取引所等		銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ、約定	
		金融商品取引清算機関		有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引き受け、取引の決済の保証	
		振替機関		売買された有価証券の権利の電子的な受け渡し	
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む。）の供給	石油製品（LP ガスを含む。）の輸送・保管・出荷・販売	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	製油所における関連施設の運転、原料及び製品の入出荷、保安防災、環境保全、品質管理、操業停止、油槽所における製品配送及び関連業務、貯蔵管理、保安防災、環境保全、本社・支店における需給対応（計画・調整）、物流の管理	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	燃料調達、冷暖房・給湯の供給監視・調整、設備の保守・点検、製造・供給に関する設備・システムの保守・管理	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパーコンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品	食料品の調達・配達、消費者への販売業務	農林水産省 経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
			(缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)の販売		
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	食料品、生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業精穀・製粉業パン・菓子製造業レトルト食品製造業冷凍食品製造業めん類製造業処理牛乳・乳飲料製造業(育児用調整粉乳に限る)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	最低限の食料品の製造、資材調達、出荷業務	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	食料品・原材料の調達・配達・販売業務	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	オートガススタンドにおけるLPガスの受入・保管・販売・保安点検サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検	経済産業省
その他の生活関連サービス	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	遺体の火葬業務	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
業					
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理に際して、直接遺体に触れる作業（創傷の手当・身体の清拭・詰め物・着衣の装着）	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済産業省 厚生労働省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃棄物の収集運搬、焼却処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(注4) 水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

(注5) 倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

(2) 特定接種の対象となり得る地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
県対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
町民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—

勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

【用語解説】 ※五十音順に掲載

○ I H E A T

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

○ I H E A T 要員

I H E A Tに登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職（保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士等）のこと。主に感染症まん延時における積極的疫学調査等、感染症のまん延等の健康危機に対応するための保健所等の業務を行う。

○ 医療措置協定

感染症法第36条の3第1項に基づき、県と県内医療機関との間で締結される協定。今後、新型コロナウイルス感染症のような感染症危機が発生した場合、本協定に定めるところにより、医療機関が病床確保、発熱外来の設置及び自宅療養者への支援等を実施する。

○ インフルエンザウイルス

人に感染するインフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種

感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関 : 新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関 : 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。(県立中央病院)
- * 第二種感染症指定医療機関 : 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。(県立河北病院、県立新庄病院、公立置賜総合病院、(独)日本海総合病院)
- * 結核指定医療機関 : 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○ 感染症対策物資等

感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、个人防护具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

○ 感染症対策連携協議会

感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。

○ 基本的対処方針

特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

○ 業務継続計画

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。BCP(Business Continuity Planの略。)

- 抗インフルエンザウイルス薬
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤、およびキャップ依存性エンドヌクレアーゼ阻害薬の2つの種類がある。
- 緊急事態宣言
特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
- 緊急事態措置
特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、政府、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
- 緊急物資
特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
- 健康危機対処計画
地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定にあたっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく県予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
- 国立健康危機管理研究機構
J I H S（Japan Institute for Health Securityの略。ジースと読む。）
国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研

究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

○ 個人防護具

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。PPE（Personal Protective Equipment の略）。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定地方公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

○ 重点区域

特措法第31条の6第1項の規定に基づき、政府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。

○ 住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国

民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局部的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、政府による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

○ 停留

検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項（これらの規定を同法第34条第

1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間(当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間)、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。

○ 特定新型インフルエンザ等対策

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

○ 特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

○ 特定物資

特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。)。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

○ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

○ ワンヘルス・アプローチ

人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。